

職員意識等調査等業務提案書作成要領

広島県が実施する職員意識等調査等業務（以下「本業務」という。）に関し、公募型プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、提案書の作成に当たっては、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び本業務仕様書に基づき、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

1 提案時の提出書類（正本1部、副本5部）

- ① 提案申込書
- ② 本業務提案書
- ③ 実施スケジュール
- ④ 見積内訳書

2 作成要領

- ① 用紙は、原則として、A4版とし、横書きとすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- ② 審査の公正を期すため、提案書の副本には、会社名、所在地、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示はしないこと。